

雇用保険二事業助成金 平成25年度予算の整理表 (案)

雇用保険二事業助成金 平成25年度予算の整理表(案)

平成24年度分

平成25年度分
(24年度中の制度拡充(修正予算分)を含む)

各種給付金名		各種給付金名		要綱 (年度当初施行分)	要綱 (予算成立後施行分)
① 雇用調整助成金 雇用調整助成金 中小企業緊急雇用安定助成金	(廃止・新設)	① 雇用調整助成金 雇用調整助成金 (廃止)		第一一	
② 労働移動支援助成金 再就職支援給付金	(内容見直し)	② 労働移動支援助成金 再就職支援奨励金			第一一
③ 定年引上げ等奨励金 中小企業定年引上げ等奨励金 高齢者領域拡大等助成金 高齢者労働移動受入企業助成金	(廃止・新設)	③ 高齢者雇用安定助成金 (廃止) 高齢者活用促進コース 高齢者労働移動支援コース		第一二	第一二 第一三
4 特定求職者雇用開発助成金 特定就職困難者雇用開発助成金 高齢者雇用開発特別奨励金 被災者雇用開発助成金		4 特定求職者雇用開発助成金 特定就職困難者雇用開発助成金 高齢者雇用開発特別奨励金 被災者雇用開発助成金			
⑤ 受給資格者創業支援助成金 受給資格者創業支援助成金	(廃止)	(廃止) (廃止)		第一三	
⑥ 試行雇用奨励金 若年者試行雇用奨励金 日雇労働者試行雇用奨励金 中高年齢者試行雇用奨励金 季節労働者試行雇用奨励金 住居喪失不安定就労者試行雇用奨励金 突発型試行雇用奨励金 正規雇用奨励金	(内容見直し)	⑤ トライアル雇用奨励金 トライアル雇用奨励金 (廃止) (廃止)		第一四	第一四
⑦ 地域雇用開発助成金 地域求職者雇用奨励金 地域再生中小企業創業助成金 沖縄若年者雇用促進奨励金	(廃止・新設)	⑥ 地域雇用開発助成金 地域雇用開発奨励金 沖縄若年者雇用促進奨励金			第一五 第一六
⑧ 通年雇用奨励金	(内容見直し)	⑦ 通年雇用奨励金			
9 両立支援助成金 中小企業両立支援助成金 代替要員確保コース 休業中能力アップコース 継続就業支援コース 中小企業子育て支援助成金 子育て期短時間勤務支援助成金 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金	(内容見直し)	8 両立支援助成金 中小企業両立支援助成金 代替要員確保コース 休業中能力アップコース 継続就業支援コース (廃止) 子育て期短時間勤務支援助成金 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金		第一五 (均等分科会で議論)	第一七 (均等分科会で議論)
⑩ 人材確保等支援助成金 中小企業基盤人材確保助成金 中小企業人材確保推進事業助成金 介護労働環境向上奨励金 建設教育訓練助成金 建設雇用改善推進助成金 派遣労働者雇用安定化特別奨励金	(廃止・新設)	⑨ 人材確保等支援助成金 (廃止) 中小企業労働環境向上助成金(団体助成コース) 中小企業労働環境向上助成金(個別中小企業助成コース) 建設労働者確保育成助成金 (廃止)		第一六	第一八
11 均等待遇・正社員化推進奨励金	(廃止)	(廃止)		第一七	
⑫ 障害者雇用促進助成金 障害者初回雇用奨励金 特例子会社等設立促進助成金 重度障害者等多数雇用施設設置等助成金 難治性疾患患者雇用開発助成金 発達障害者雇用開発助成金 精神障害者雇用安定奨励金 職場支援従事者配置助成金	(廃止・新設)	⑩ キャリアアップ助成金 障害者雇用促進助成金 障害者初回雇用奨励金 中小企業障害者等多数雇用施設設置等助成金 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金 精神障害者等雇用安定奨励金		第一八	第一十
13 キャリア形成促進助成金 訓練等支給給付金(短時間等職業訓練) 訓練等支給給付金(一般職業訓練) 訓練等支給給付金(自発的職業能力開発) 中小企業雇用創出等能力開発助成金		12 キャリア形成促進助成金 一般型 政策課題対応型 (廃止)			第一十二 (能関分科会で議論)
14 広域団体認定訓練助成金		13 広域団体認定訓練助成金			
15 職場適応訓練費		14 職場適応訓練費			
その他 認定訓練助成事業費補助金	(内容見直し)	認定訓練助成事業費補助金			第一十一 (能関分科会で議論)

※ 番号に○がついてある助成金が随時事項

雇用調整助成金の見直し

平成24年度		(百万円)
助成金名	24'予算額	
雇用調整助成金		
雇用調整助成金	25,218	
<p>＜事業概要＞ 経済上の理由により事業活動の縮小した企業が、休業・教育訓練・出向を行い従業員の雇用を維持した場合に、実際に払った休業手当等の一部を助成する。</p> <p>【支給額】 ①実際に払った休業手当等の2/3（中小企業は3/4） （労働者を解雇等していない場合は、上乗せあり。） （身体障害者・知的障害者・精神障害者に対する上乗せあり。） ②教育訓練を実施した場合は①に加えて、1人1日あたり教育訓練費を支給 ・事業所内訓練については1,000円 ・事業所外訓練については4,000円</p>		
中小企業緊急雇用安定助成金	178,128	
<p>＜事業概要＞ 経済上の理由により事業活動の縮小した中小企業が、休業・教育訓練・出向を行い従業員の雇用を維持した場合に、実際に払った休業手当等の一部を助成する。</p> <p>【助成金対象事業主】 ・中小企業である ・経済上の理由により最近3か月の生産量等が、前年同期に比べて10%以上減少している。 ・労使間の協定に基づき、従業員の休業・教育訓練・出向を行う。</p> <p>【支給額】 ①実際に払った休業手当等の4/5 （労働者を解雇等していない場合は、上乗せあり。） ②教育訓練を実施した場合は①に加えて、1人1日あたり教育訓練費を支給 ・事業所内訓練については1,500円 ・事業所外訓練については8,000円</p> <p>※下線部は、要領事項。</p>		

平成25年度(予定)		(百万円)
助成金名	25'予算額	
雇用調整助成金		
雇用調整助成金	14,912	
<p>＜見直し概要＞ 雇用・経済情勢の改善及び省内提言仕分けの提言を受けて見直しを実施。 ・助成率の引き下げ 2/3→1/2（中小企業は3/4→2/3） ・労働者を解雇等しなかった場合の上乗せの廃止 ・身体障害者・知的障害者・精神障害者に対する上乗せの廃止 ・教育訓練費（事業所外訓練）の引き下げ 4,000円→2,000円（中小企業は8,000円→3,000円）</p> <p>【支給額】 ①実際に払った休業手当等の1/2（中小企業は2/3） ②教育訓練を実施した場合は以上に加えて、1人1日あたり教育訓練費を支給 ・事業所内訓練については、1,000円（中小企業は1,500円） ・事業所外訓練については、2,000円（中小企業は3,000円）</p> <p>※被災地事業主については、平成25年10月1日より助成率を引き下げ。</p>		
廃止(統合)	102,633	
<p>平成25年度より廃止し、雇用調整助成金に一本化。 ※平成25年度は、経過措置分として要求。</p>		

※平成25年度予算成立の翌日から施行

労働移動支援助成金の見直し

平成24年度 (百万円)	
助 成 金 名	24'予算額
労働移動支援助成金	
再就職支援給付金 ※	264
<p>《事業概要》 事業規模の縮小に伴い離職を余儀なくされる労働者等のうち、再就職を希望する方について、再就職に係る支援を職業紹介事業者に委託し、再就職が実現した場合に、その一部を助成する。</p> <p>【助成金対象事業主】 ・中小企業事業主 ・再就職援助計画を労働局に提出。 ・対象労働者に対し、求職活動等のための休暇を1日以上与え、休暇日に通常の賃金の額以上の額を支払う。 ・職業紹介事業者に再就職支援を委託し、委託費用を負担。 ・離職から2ヶ月以内に再就職を実現した。</p> <p>【支給額】 民間の職業紹介事業者への委託費用の1/2 (45歳以上の方については、2/3)</p>	

平成25年度(予定) (百万円)	
助 成 金 名	25'予定額
労働移動支援助成金	
再就職支援奨励金 ※	185
<p>《見直し概要》 名称変更。</p>	



※ 平成25年度予算成立後の翌日から施行

定年引上げ等奨励金の見直し

平成24年度 (百万円)		平成25年度(予定) (百万円)	
助成金名	24'予算額	助成金名	25'予算額
定年引上げ等奨励金		高年齢者雇用安定助成金(仮称)	
中小企業定年引上げ等奨励金	7,503	廃止	872
<p>〈事業概要〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定年の廃止、65才以上への定年の引上げ、希望者全員を対象とする70才以上までの継続雇用制度の導入を行う中小企業事業主に対して、奨励金を支給する。 		<p>平成25年4月より、事業主に希望者全員の65歳までの雇用を確保する制度の導入を義務づける改正高年齢者雇用安定法が施行され、65歳までの雇用を確保する制度の導入については一定の整備がなされることから本助成金は廃止。</p> <p>※平成25年度は経過措置分として計上。</p>	
高年齢者職域拡大等助成金	1,135	高年齢者活用促進コース ※	5,444
<p>〈事業概要〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望者全員が65歳まで働ける制度や70歳まで働ける制度の導入にあわせて、高年齢者の雇用管理制度の構築や職域の拡大に取り組み、高年齢者がいきいきと働ける職場の整備を行う事業主に対して、助成金を支給する。 <p>【助成金対象事業主】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長より、職域拡大等計画の認定を受けていること ・職域拡大等計画に従い、希望者全員が65歳まで働ける制度や70歳まで働ける制度を導入したこと ・職域拡大等計画に従い、高年齢者の雇用管理制度の構築や高年齢者の職域の拡大などの措置を実施したこと ・職域拡大等計画の提出日の1年前の日から支給申請日の前日までの期間に高年齢法第8条又は第9条違反がないこと ・支給申請日の前日において、1年以上継続して雇用している60歳以上の常用被保険者が1人以上いること <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職域拡大等計画の実施期間内に要した支給対象経費(人件費等を除く)の3分の1に相当する額(ただし、55歳以上の常用雇用被保険者1人あたり10万円(65歳・70歳両制度導入の場合は20万円)を上限(上限500万円)) 		<p>〈見直し概要〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高年齢者の活用促進のための環境整備として、新たな事業分野への進出等による高年齢者の職場又は職務の創出、機械設備、作業方法又は作業環境の導入又は改善、雇用管理制度の整備などの措置を実施した事業主に対して、助成金を支給する。 <p>【助成金対象事業主】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長より、環境整備計画の認定を受けていること ・環境整備計画に基づき、環境整備の措置を実施したこと ・環境整備計画の提出日の1年前の日から支給申請日の前日までの期間に高年齢法第8条又は第9条違反がないこと ・支給申請日の前日において、1年以上継続して雇用している60歳以上の常用被保険者が1人以上いること <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境整備計画の実施に要した支給対象経費(人件費等を除く、70歳以上までの定年の引上げ、定年の定め廃止又は65歳以上までの定年の引上げ及び希望者全員を70歳以上の年齢まで雇用する継続雇用制度の導入のいずれかの措置の実施に要した費用の額にあっては100万円。)の2分の1(中小企業は3分の2)に相当する額(但し、60歳以上の常用被保険者1人あたり20万円を上限(上限500万円)) 	
高年齢者労働移動受入企業助成金 ※	2,700	高年齢者労働移動支援コース ※	1,215
<p>〈事業概要〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定年を控えた高年齢者でその知識や経験を活かすことができる他の企業での雇用を希望する者を、職業紹介事業者の紹介により、失業を控えることなく雇い入れる事業主に対して、助成金を支給する。 		<p>制度を移行。</p>	

※ 平成25年度予算成立の翌日から施行

受給資格者創業支援助成金の見直し

平成24年度 (百万円)		平成25年度(予定) (百万円)	
助 成 金 名	24'予算額	助 成 金 名	25'予定額
受給資格者創業支援助成金 <事業概要> 雇用保険の受給資格者が創業した場合に、創業費用の一部を助成する。 【助成金対象事業主】 ・雇用保険の受給資格者であり、算定基礎期間が5年以上ある。 ・法人等設立日の前日までに、雇用保険の支給残日数が1日以上ある。 ・創業後1年以内に雇用保険の適用事業の事業主になる。等 【支給額】 創業に要した費用の1/3(上限150万円) 労働者を2人以上雇い入れた場合は50万円の上乗せ	2,707	廃止 平成24年度行政事業レビュー(公開プロセス)による評価結果を踏まえて平成24年度限りで廃止。 ※平成25年度は、経過措置分として計上。	1,750

※ 平成25年度予算成立の翌日から施行

試行雇用奨励金の見直し

平成24年度		(百万円)	平成25年度(予定)		(百万円)
助 成 金 名	24'予算額		助 成 金 名	25'予定額	
試行雇用奨励金			トライアル雇用奨励金		
試行雇用奨励金 ※ <small>《事業概要》 職業経験、技能、知識等から就職が困難な求職者層等について、これらの者を一定期間試行雇用(トライアル雇用)することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とする。 </small>	5,061	→	トライアル雇用奨励金 ※ <small>《見直し概要》 これまでは中高年齢者、若年者等の対象者ごとの制度としていたが、奨励金・助成金の整理・統合の観点等から、制度の一本化(障害者トライアル雇用を除く)を図った上で、名称を「トライアル雇用奨励金」に変更する。 </small>	7,032	
実習型試行雇用奨励金 <small>《事業概要》 離職を余儀なくされた非正規労働者など、十分な技能及び経験を有しない求職者について、これらの者を一定期間実習型雇用として受け入れ、実習等により企業の人材ニーズに合った人材育成を図ること等を通じて、これらの者の常用労働者としての早期再就職の実現を図るとともに、事業主の人材確保を促進することを目的とする事業。 </small>	6,534	→	廃止 平成24年度までの暫定措置のため、廃止する。 ※平成25年度は、経過措置分として計上。	835	
正規雇用奨励金 <small>《事業概要》 実習型雇用で雇い入れた者を、実習型雇用終了後に常用雇用で雇い入れ、一定期間経過した事業主に助成金を支給する。 また、上記の事業主のうち、身体障害者、知的障害者又は精神障害者のいずれかに該当する者を雇い入れたものには、さらに一定期間経過した場合に追加で助成を行う。 </small>	5,384	→	廃止 平成24年度までの暫定措置のため、廃止する。 ※平成25年度は、経過措置分として計上。	2,216	

※ 平成25年度予算成立の翌日から施行

地域雇用開発助成金の見直し

平成24年度		(百万円)	平成25年度(予定)		(百万円)																																																				
助成金名		24'予算額	助成金名		25'予定額																																																				
地域雇用開発助成金			地域雇用開発助成金																																																						
地域求職者雇用奨励金 ※		6,204	地域雇用開発奨励金 ※		11,092																																																				
<p>＜事業概要＞</p> <p>・地域雇用開発促進法に基づく雇用情勢の特に厳しい地域である雇用開発促進地域その他の雇用開発が必要な地域において、事業所の設置・整備に伴い、当該地域に居住する求職者等を3人以上(創業については2人)以上雇い入れた事業主に対し一定額を助成。</p> <p>【支給額】</p> <p>・事業所の設置・整備に伴い雇い入れた地域求職者等の人数及び設置・整備費用に応じて、以下の表の支給額を1年ごとに3回助成(ただし、自営雇用創出地域にも該当する地域で一定要件を満たす場合は、5回助成)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置・整備に要した費用</th> <th colspan="4">対象労働者の人数(人)</th> </tr> <tr> <th>3(2)~4</th> <th>5~9</th> <th>10~19</th> <th>20~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円~1,000万円</td> <td>40</td> <td>65</td> <td>90</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>1,000万円~5,000万円</td> <td>180</td> <td>300</td> <td>420</td> <td>540</td> </tr> <tr> <td>5,000万円~</td> <td>300</td> <td>500</td> <td>700</td> <td>900</td> </tr> </tbody> </table> <p>・大規模雇用開発計画の認定を受けた事業主に対しては1億円又は2億円</p>		設置・整備に要した費用	対象労働者の人数(人)				3(2)~4	5~9	10~19	20~	300万円~1,000万円	40	65	90	120	1,000万円~5,000万円	180	300	420	540	5,000万円~	300	500	700	900	<p>＜見直し概要＞</p> <p>・地域求職者雇用奨励金、地域再生中小企業創業助成金を整理・統合し地域雇用開発奨励金とし、地域雇用開発促進法に基づく雇用情勢の特に厳しい地域である雇用開発促進地域その他の雇用開発が必要な地域において、事業所の設置・整備に伴い、当該地域に居住する求職者等を3人以上(創業については2人)以上雇い入れた事業主に対し一定額を助成。</p> <p>【支給額】</p> <p>・事業所の設置・整備に伴い雇い入れた地域求職者等の人数及び設置・整備費用に応じて、以下の表の支給額を1年ごとに3回助成(ただし、創業の場合には、特に初期コストに係る負担を軽減するため、1年目の支給の際、支給額の1/2の額を上乗せして助成)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置・整備に要した費用</th> <th colspan="4">対象労働者の人数(人)</th> </tr> <tr> <th>3(2)~4</th> <th>5~9</th> <th>10~19</th> <th>20~</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円~1,000万円</td> <td>60</td> <td>80</td> <td>150</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>1,000万円~3,000万円</td> <td>60</td> <td>100</td> <td>200</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>3,000万円~5,000万円</td> <td>90</td> <td>150</td> <td>300</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>5,000万円~</td> <td>120</td> <td>200</td> <td>400</td> <td>800</td> </tr> </tbody> </table> <p>()は創業の場合</p> <p>・大規模雇用開発計画の認定を受けた事業主に対しては1億円又は2億円</p> <p>・戦略産業雇用創出プロジェクトに参画する事業主に対しては、雇入れ1人当たり50万円を追加助成</p>		設置・整備に要した費用	対象労働者の人数(人)				3(2)~4	5~9	10~19	20~	300万円~1,000万円	60	80	150	300	1,000万円~3,000万円	60	100	200	400	3,000万円~5,000万円	90	150	300	600	5,000万円~	120	200	400	800	
設置・整備に要した費用	対象労働者の人数(人)																																																								
	3(2)~4	5~9	10~19	20~																																																					
300万円~1,000万円	40	65	90	120																																																					
1,000万円~5,000万円	180	300	420	540																																																					
5,000万円~	300	500	700	900																																																					
設置・整備に要した費用	対象労働者の人数(人)																																																								
	3(2)~4	5~9	10~19	20~																																																					
300万円~1,000万円	60	80	150	300																																																					
1,000万円~3,000万円	60	100	200	400																																																					
3,000万円~5,000万円	90	150	300	600																																																					
5,000万円~	120	200	400	800																																																					
地域再生中小企業創業助成金 ※		6,500	廃止(統合) ※																																																						
<p>＜事業概要＞</p> <p>雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域(21道県)において、当該地域における重点分野に該当する事業分野(地域再生分野)で創業し、公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により、2人以上継続して雇用する労働者(雇入れ当初より1週間の所定労働時間が30時間以上の者に限る。)を雇い入れる事業主に対し、創業経費及び労働者の雇い入れについて支援を行う。</p> <p>【支給額】</p> <p>○第1種</p> <p>・創業支援金:対象経費の1/2 (雇入れ5人以上で上限500万円、5人未満で300万円)</p> <p>・雇入れ奨励金:1人当たり60万円</p> <p>○第2種</p> <p>・創業支援金:対象経費の1/3 (雇入れ5人以上で上限250万円、5人未満で150万円)</p> <p>・雇入れ奨励金:1人当たり30万円</p>		<p>平成25年度新規事業「地域雇用開発奨励金」に統合するため、廃止。</p>																																																							

※ 平成25年度予算成立の翌日から施行

通年雇用奨励金の見直し

平成24年度 (百万円)	平成25年度(予定) (百万円)
助成金名	助成金名
通年雇用奨励金 ※ 24'予算額 5,212	通年雇用奨励金 ※ 25'予定額 4,995
<p>【事業概要】 ・積雪寒冷地において、季節の影響を強く受ける事業の事業主が、季節的業務に従事する労働者の通年雇用化や業務転換を促進する上で必要な経費の一部について助成し、季節労働者の通年雇用化の促進を図るとともに、一部の事業主が、一般業務への就職が困難な季節労働者を試行雇用を実施し、その通年雇用化を促進する上で必要な経費の一部について助成し、業務転換による季節労働者の通年雇用化を促進する。</p> <p>【支給額】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>「移動就労経費助成」 【平成25年3月15日までの3年間の暫定措置】 季節労働者を通年雇用するため、対象期間中、季節労働者の住所又は居所の変更を要する地域において業務に従事させ、かつ、住所の変更を要する費用を負担する事業主に対して、その移動に要した費用を助成するもの。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>「休業助成」 【平成25年4月30日までの3年間の暫定措置】 季節労働者を1月から4月の間に休業させた事業主に対して、休業期間に支払った休業手当及び対象期間（12月16日～3月15日）に支払った賃金の合計額の一部を助成するもの（最大2回）。 ・1回目 1/2 ・2回目 1/3</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「季節トライアル雇用助成」 【平成25年3月31日までの3年間】 季節労働者を試行雇用終了後、引き続き常用雇用として雇い入れた事業主に対して、常用雇用後6か月間に支払った賃金の1/2の額から試行雇用奨励金を減額した額を助成するもの。</p> </div>	<p>【見直し概要】 ○季節労働者の数は依然として多いことから、これらの労働者について、通年雇用化を図るための支援を引き続き行うため、暫定措置の期間を3年間延長する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>「移動就労経費助成」 【平成28年3月15日までの3年間の暫定措置】</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>「休業助成」 【平成28年4月30日までの3年間の暫定措置】</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「季節トライアル雇用助成」 【平成28年3月31日までの3年間】</p> </div>

※ 平成25年度予算成立の日から施行

両立支援助成金の見直し

平成24年度 (百万円)		平成25年度(予定) (百万円)	
助成金名	24'予算額	助成金名	25'予定額
両立支援助成金		両立支援助成金	
子育て期短時間勤務支援助成金 ※	1,130	子育て期短時間勤務支援助成金 ※	1,205
<p>＜事業概要＞ ・子育て期における短時間勤務制度を導入し、労働者に当該制度を利用させた事業主に対して、助成金を支給する。</p> <p>【支給額】 ・100人以下企業 1人目40万円、2～5人目15万円 ・101人以上企業 1人目30万円、2～10人目10万円</p>		<p>＜見直し概要＞ ・支給額及び支給人数について、これまでの常用労働者数(100人以下又は101人以上)による区分を「中小企業事業主」の該当の有無による区分に変更する。</p> <p>【支給額】 ・1人目30万円、2～10人目10万円 (中小企業事業主にあつては、1人目40万円、2～5人目15万円)</p>	
事業所内保育施設設置・運営等支援助成金 ※	3,707	事業所内保育施設設置・運営等支援助成金 ※	2,981
<p>＜事業概要＞ ・一定基準を満たす事業所内保育施設の設置、運営、増築若しくは建て替えを行った事業主又は事業主団体に対して、その費用の一部を助成する。</p> <p>【支給限度額】 ・設置費、増築費(建て替え) 1,500万円(中小企業2,300万円) ・増築費(増築) 750万円(中小企業1,150万円) ・運営費 保育所の規模や運営形態により最大1179.6万円</p>		<p>＜見直し概要＞ ・設置費・増築費を1年目と3年目から5年目までのいずれかの年(2回目3年目は支給要件を全て満たした場合のみ)の2回に分割して支給する。 ・運営費の支給額は、各年に要した費用から保育料相当額を控除した額に基づき支給する。</p> <p>【支給限度額】 ・設置費、増築費(建て替え) 1,500万円(中小企業2,300万円) ・増築費(増築) 750万円(中小企業1,150万円) ・運営費 保育所の規模や運営形態により最大1179.6万円</p>	
中小企業両立支援助成金		中小企業両立支援助成金	
代替要員確保コース ※	138	代替要員確保コース ※	139
<p>＜事業概要＞ ・育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた労働者数300人以下の事業主に対して、助成金を支給する。</p> <p>【助成金対象事業主】 ・常時雇用する労働者の数が300人以下 ・育児休業取得者に対し、代替要員を確保し、原職等に復帰 等</p> <p>【支給額】 15万円</p>		<p>＜見直し概要＞ ・両立支援の実効性を高めるため、女性の活躍推進について事業主が数値目標を含む内容の目標を宣言し、当該数値目標を達成した場合(※)は、1企業当たり1回に限り、加算の措置を追加する。</p> <p>・助成金支給対象事業主の基準を中小企業事業主又は構成事業主の過半数が中小企業事業主である事業主団体に変更する。</p> <p>【助成金対象事業主】 ・中小企業事業主 ・育児休業取得者に対し、代替要員を確保し、原職等に復帰 等</p> <p>【支給額】 15万円(※の場合8万円加算)</p>	

<p>継続就業支援コース</p> <p>1,113</p> <p>【事業概要】 ・育児休業取得者を原職又は原職相当職に復帰させ、一年以上継続して雇用した100人以下の事業主であって、育児休業制度等労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修を実施する事業主に対して、助成金を支給。</p> <p>【助成金対象事業主】 ・常時雇用する労働者の数が100人以下</p> <p>・その雇用者が利用できる育児休業制度及び原職等復帰措置について、労働協約又は就業規則に定めていること ・当該雇用者(育児休業期間が6か月以上であり、かつ、平成23年10月1日以後に育児休業を終了した者に限る。)について、育児休業終了後に、原職(原職相当職を含む。)に復帰させ、その後1年以上継続勤務していること ・育児休業制度等労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修等を実施していること 等</p> <p>【支給額】 1人目40万円、2～5人目15万円</p>	<p>1,113</p>	<p>廃止</p> <p>1,410</p> <p>【経過措置】 「継続就業支援コース」について、平成25年3月31日までに育児休業が終了した育児休業取得者のいる事業主であって、支給要件を満たすものについては、当該被保険者に係る支給に限り従前のとおり助成金を支給する。</p> <p>※平成25年度は、経過措置分として計上。</p> <p>期間雇用者継続就業支援コース ※</p> <p>886</p> <p>【事業概要】 継続就業率の低いパート・派遣等の期間雇用者の育児休業取得を促進するため、期間雇用者の育児休業取得後の継続就業を支援する「期間雇用者継続就業支援コース」を設ける。 また、両立支援の实效性を高めるため、女性の活躍推進について事業主が数値目標を含む内容の目標を宣言し、当該数値目標を達成した場合(※)は、1企業当たり1回に限り、加算の措置を追加する。</p> <p>【助成金対象事業主】 ・中小企業事業主 ・1歳に満たない子を養育する期間雇用者が、正社員と同一の要件で利用できる育児休業制度及び原職等復帰措置について、労働協約又は就業規則に定めていること ・当該期間雇用者(育児休業期間が6か月以上であり、かつ、平成25年4月1日以後に育児休業を終了した者に限る。)について、育児休業終了後に、原職(原職相当職を含む。)に復帰させ、又は、通常の労働者に転換させ、その後6か月以上継続勤務していること ・育児休業制度等労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修等を実施していること 等</p> <p>【支給額】 1人目40万円、2～5人目15万円 (支給申請に係る労働者が正社員として復帰した場合1人目は10万円、2～5人目は5万円加算、※の場合5万円加算)</p>	<p>経過措置 1,410</p> <p>886</p>
---	--------------	--	----------------------------------

休業中能力アップコース ※	74
<p>＜事業概要＞</p> <p>・育児休業又は介護休業取得者を円滑に職場復帰させることを目的とした能力の開発及び向上に関する、次のいずれか1つ以上の措置(職場復帰プログラム)を実施した労働者数300人以下の事業主又は構成事業主の過半数が労働者数300人以下の事業主である事業主団体に対して、助成金を支給する。</p> <p>【助成金対象事業主】</p> <p>・常時雇用する労働者の数が300人以下</p> <p>・育児又は介護休業取得者がスムーズに現場に復帰できるようなプログラムを実施 等</p> <p>【支給限度額】</p> <p>1人当たり21万円を限度</p>	
中小企業子育て支援助成金	経過措置 1,910
<p>＜事業概要＞</p> <p>・初めて育児休業を取得した労働者が平成18年4月1日以後に出るなど一定の要件を満たした労働者数100人以下の事業主に対して、助成金を支給する。(※平成18年度から平成23年度までの時限措置。平成23年9月30日までに育児休業が終了した労働者までが対象。)</p> <p>【支給額】</p> <p>・1人目 70万円</p> <p>・2～5人目 50万円</p>	

休業中能力アップコース ※	77
<p>＜見直し概要＞</p> <p>・国立支援の実効性を高めるため、女性の活躍推進について事業主が数値目標を含む内容の目標を宣言し、当該数値目標を達成した場合(※)は、1企業当たり1回に限り、加算の措置を追加する。</p> <p>・助成金支給対象事業主の基準を中小企業事業主又は構成事業主の過半数が中小企業事業主である事業主団体に変更する。</p> <p>【助成金対象事業主】</p> <p>・中小企業事業主又は構成事業主の過半数が中小企業事業主である事業主団体</p> <p>・育児又は介護休業取得者がスムーズに現場に復帰できるようなプログラムを実施 等</p> <p>【支給限度額】</p> <p>1人当たり21万円を限度(※の場合5万円加算)</p>	
中小企業子育て支援助成金	0
<p>＜見直し概要＞</p> <p>経過措置の廃止</p>	

※ 平成25年度予算成立の日から施行

人材確保等支援助成金の見直し

平成24年度 (百万円)		平成25年度(予定) (百万円)	
助成金名	24'予算額	助成金名	25'予定額
人材確保等支援助成金		人材確保等支援助成金	
中小企業基盤人材確保助成金 1,338 <事業概要> 中小企業労働力確保法に基づく認定を受けた中小企業事業主が、健康、環境分野等に進出する際に必要な人材を雇い入れた場合に助成金を支給。 【助成金対象事業主】 ・改善計画を策定し、都道府県知事の認定を受けている。 ・健康・環境分野等に該当する ・改善計画に基づき新分野進出等に必要な中核人材(基盤人材)を雇入れ ・新分野進出等に250万円以上負担している 【支給額】 基盤人材1人当たり140万円を5人まで支給する。	1,338	廃止 平成22年度行政事業レビュー(公開プロセス)による評価結果「一定期間後に廃止」を踏まえて平成24年度限りで廃止。 平成25年度は経過措置分として計上。	865
中小企業人材確保推進事業助成金 365 <事業概要> 中小企業労働力確保法に基づく認定を受けた中小企業の団体(健康、環境分野等を営むものを構成員とするに限る。)が、構成中小企業の人材確保や職場定着を支援するための事業を行った場合に助成金を支給。 【助成金対象事業主】 ・改善計画を策定し、都道府県知事の認定を受けている。 ・健康・環境分野等に該当する事業主のみで構成された認定組合等である。 ・改善計画に基づき中小企業人材確保推進事業を行った。 【支給額】 当該事業の実施に要した経費の2/3相当額を助成する(3年間)	365	廃止(統合) 平成25年度新規事業「中小企業労働環境向上助成金」に統合するため、当該事業は廃止。 平成25年度は経過措置分として計上。	142
介護労働環境向上奨励金 ※ 2,534 <事業概要> 介護労働者の雇用管理を改善するため、介護福祉機器や雇用管理制度等を導入・適用した事業主に対して助成。 【助成金対象事業主】 ・導入・適用計画について都道府県労働局長から認定を受けている事業主 ・認定計画に基づいて、介護技術に関する身体的負担軽減を図るための研修等を実施する事業主 【支給額】 介護福祉機器の導入等に要した費用の1/2(上限300万円) 雇用管理制度等の導入等に要した費用の1/2(上限100万円)	2,534	廃止(統合) ※ 平成25年度新規事業「中小企業労働環境向上助成金」に統合するため、当該事業は廃止。 平成25年度は経過措置分として計上。	1,169

建設教育訓練助成金 ※	3,785
<p>《事業概要》 中小建設事業主等が行う教育訓練等に関し必要な経費を助成する。</p> <p>【助成金対象事業主】 ・雇用保険の適用事業所(中小建設事業主の場合) ・建設労働者の技能の向上のために教育訓練等を実施する事業主等。 ・認定訓練(経費助成)、建設広域教育訓練(経費助成)、建設広域教育訓練(施設等設置整備)、建設業人材育成支援(経費助成)、建設業新分野教育訓練については、計画届を都道府県労働局又は公共職業安定所に提出する事業主等である。</p> <p>【支給額】 (技能実習) ■経費助成:1日13万円(訓練内容により20万円)かつ20万円を限度 ■賞金助成:1人1日あたり上限7000円かつ20日を限度 等</p>	
建設雇用改善推進助成金 ※	962
<p>《事業概要》 中小建設事業主等が行う雇用改善の取組に関し必要な経費を助成する。</p> <p>【助成金対象事業主】 ・雇用保険の適用事業所(中小建設事業主の場合) ・計画届を都道府県労働局又は公共職業安定所に提出する事業主等</p> <p>【支給額】 (雇用管理改善) ■経費助成: [事業主]実施経費の1/2(200万円限度) [地域団体]実施経費の1/2~2/3(500万円限度) [全国団体]実施経費の2/3(1,600万円限度)</p>	
派遣労働者雇用安定化特別奨励金	9,758
<p>《事業概要》 派遣可能期間の満了前に派遣労働者を直接雇い入れた派遣先事業主に対し、奨励金を支給する。</p> <p>【助成金対象事業主】 ・派遣先の事業所 ・派遣期間の終了までに、受け入れていた派遣労働者と期間の定めのない労働契約又は6か月以上の期間の定めのある労働契約を締結</p> <p>【支給額】 派遣労働者1人につき100万円(有期雇用の場合50万円)(大企業は半額)</p>	

廃止(統合) ※	798 (経過措置分)
<p>平成25年度新規事業「建設労働者確保育成助成金」に統合するため、当該事業は廃止。 平成25年度は経過措置分として計上。</p>	
廃止(統合) ※	179 (経過措置分)
<p>平成25年度新規事業「建設労働者確保育成助成金」に統合するため、当該事業は廃止。 平成25年度は経過措置分として計上。</p>	
廃止(統合)	5,063
<p>平成25年度新規事業「キャリアアップ助成金」に統合するため、当該事業は廃止。 平成25年度は経過措置分として計上。</p>	

中小企業人材確保推進事業助成金・介護労働環境向上奨励金

中小企業労働環境向上助成金 ※

735

【事業概要】
成長分野等の中小企業団体がその構成中小企業者のために雇用管理改善事業を行う場合及び成長分野等の中小企業事業主が雇用管理改善につながる制度等を導入し適用する場合に、助成金を支給する。

【助成金対象事業主】
(団体助成)
・改善計画を策定し、都道府県知事の認定を受け、構成中小企業の人材確保や職場定着を支援するための事業を行った中小企業団体
(個別企業助成)
・雇用管理改善につながる制度を、就業規則等を変更して導入・適用した中小企業事業主
・介護労働者の雇用管理を改善するため、介護福祉機器を導入・適用した中小企業事業主

【支給額】
(団体助成)
・当該事業の実施に要した経費の2/3相当額を助成する(1年間)
(個別企業助成)
・導入する制度に応じて30~40万円
・介護福祉機器の導入等に要した費用の1/2(上限300万円)

建設教育訓練助成金・建設雇用改善推進助成金

建設労働者確保育成助成金 ※

3,654

【事業概要】
中小建設事業主等が行う若年労働者の確保・育成に関する取り組み及び技能継承に関する取り組み等に対し必要な経費を助成する。

【助成金対象事業主】
・雇用保険の適用事業所である(中小建設事業主の場合)
・若者に魅力ある職場づくり支援等については、計画書を都道府県労働局又は公共職業安定所に提出する事業主等である

【支給額】
(若者に魅力ある職場づくり支援)
■経費助成
[事業主]実施経費の2/3(200万円限度)
[地域団体]実施経費の2/3(1,000万円限度)
[都道府県団体]実施経費の2/3(2,000万円限度)
[全国団体]実施経費の2/3(2,000万円限度)

等

※ 平成25年度予算成立の翌日から施行

均衡待遇・正社員化推進奨励金の見直し

平成24年度 (百万円)

助 成 金 名	24'予算額
均衡待遇・正社員化推進奨励金	1,666
<事業概要> 短時間労働者及び有期契約労働者の雇用管理の改善等を図るため、労働協約又は就業規則により、新たに短時間労働者又は有期契約労働者の正社員との均衡待遇、正社員転換に係る制度を導入した場合に奨励金を支給する。	

平成25年度(予定) (百万円)

助 成 金 名	25'予定額
廃止	752
平成25年度新規事業「キャリアアップ助成金」に統合するため、当該事業は廃止。ただし、平成25年3月31日までに制度を適用した事業主については、経過措置として従前どおり支給する。 ※平成25年度は、経過措置分として計上。	

※ 平成25年度予算成立の翌日から施行

キャリアアップ助成金の創設

平成24年度	(百万円)
助 成 金 名	24'予算額

平成25年度(予定)	(百万円)
助 成 金 名	25'予定額
<p>キャリアアップ助成金 ※</p> <p>【事業概要】 ・有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者等(以下「有期契約労働者等」という。)の企業内でのキャリアアップを促進するため、これらの取組を実施した事業主に対して助成金を支給する。 ・労働者の士気・能力の向上等を通じた企業の生産性向上及び優秀な人材の確保や定着の実現を目指す。</p> <p>【助成金対象事業主】 事業所ごとに有期契約労働者等のキャリアアップに取り組む「キャリアアップ管理者(仮称)」を配置し、事業主が作成する「キャリアアップ計画(仮称)」に基づき、有期契約労働者等の企業内でのキャリアアップを支援した場合に助成する。</p> <p>【支給額】()額は大企業事業主(短時間正社員は大規模事業主)の場合。 ●正規雇用・無期雇用転換(1人当たりの助成額) ア. 有期契約労働者 → 正規雇用 40万円(30万円) イ. 有期契約労働者(通算雇用期間が3年未満) → 無期雇用 20万円(15万円)(注) ウ. 無期雇用労働者 → 正規雇用 20万円(15万円) ※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、アに10万円、イ及びウに5万円を加算 (注)無期雇用に転換する場合は、基本給を5%以上増額することが必要</p> <p>●人材育成(1人当たりの助成額) Of-JT…賃金助成 1h: 800円(500円)、 経費助成 上限20万円(15万円) OJT…実施助成 1h: 700円(700円)</p> <p>●処遇改善(1人当たりの助成額) すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを作成し、3%以上増額改定させた場合 1万円(0.75万円) ※職務評価による改定の場合 1事業主当たり10万円(7.5万円)を上乗せ</p> <p>●健康管理(1事業主当たりの助成額) 有期契約労働者等を対象とする健康診断制度を規定し、4人以上実施した場合 40万円(30万円)</p> <p>●短時間正社員(1人当たりの助成額) 有期契約労働者等又はフルタイム正社員から短時間正社員に移行・新規雇入れた場合 20万円(15万円) ※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、10万円加算</p> <p>●短時間労働者の週所定労働時間延長(1人当たりの助成額) 短時間労働者の週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長した場合 10万円(7.5万円)</p>	4,229

※ 平成25年度予算成立の翌日から施行

障害者雇用促進助成金の見直し

平成24年度 (百万円)		平成25年度(予定) (百万円)	
助成金名	24予算額	助成金名	25予算額
障害者雇用促進助成金		障害者雇用促進助成金	
発達障害者雇用開発助成金 ※ <事業概要> 発達障害者を新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を行い、発達障害のある人の雇用を促進し、職業生活上の課題を把握する。 【助成金対象事業主】 発達障害者を、公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主 【支給額】 50万円(中小企業135万円)	59	廃止(統合) ※ 平成25年度新規事業「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金」に統合するため、当該事業は廃止。 ※ 平成25年度は経過措置分として計上。	28
難治性疾患患者雇用開発助成金 ※ <事業概要> 難病のある人を新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を行い、難病のある人の雇用を促進し、職業生活上の課題を把握する。 【助成金対象事業主】 難病のある人を、公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主 【支給額】 50万円(中小企業135万円)	145	廃止(統合) ※ 平成25年度新規事業「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金」に統合するため、当該事業は廃止。 ※ 平成25年度は経過措置分として計上。	227
精神障害者雇用安定奨励金 ※ <事業概要> 精神障害者の雇用を促進するとともに職場定着を回るため、新規雇用した精神障害者や在職中の精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対し、奨励金を支給。 【助成金対象事業主】 ・精神障害者を雇用又は職場復帰させ、以下の環境整備を行った事業主 1 精神障害者に対するカウンセリング等を行う精神保健福祉士等を新たに雇用又は委嘱した場合 2 社内の専門人材を養成するため、従業員に精神保健福祉士等の養成課程を履修させた場合 3 社内で精神障害に関する講習を実施した場合又は従業員に外部機関が実施する精神障害者雇用に関する講習を受講させた場合 4 在職精神障害者を他の精神障害者に対する相談等を行う担当者として配置した場合 【支給額】 1 年180万円を上限 2 履修に要した費用の2/3(上限年50万円) 3 講習に要した費用の1/2(1回5万円を上限、年5回を上限) 4 25万円	97	廃止(統合) ※ 平成25年度新規事業「精神障害者等雇用安定奨励金」に統合するため、当該事業は廃止。 ※ 平成25年度は経過措置分として計上。	46

職場支援従事者配置助成金 ※	541	廃止(統合) ※	338
<p>【事業概要】 重度知的障害者又は精神障害者の方(65歳未満)を、継続して雇用する労働者として雇い入れ、職場支援従事者(職場支援パートナー)の配置を行う事業主に対して助成金を支給する。</p> <p>【助成金対象事業主】 重度知的障害者又は精神障害者を雇い入れ、職場支援従事者(職場支援パートナー)を配置する事業主。</p> <p>【支給額】 1.5～4万円</p>		<p>平成25年度新規事業「精神障害者等雇用安定奨励金」に統合するため、当該事業は廃止。</p> <p>※ 平成25年度は経過措置分として計上。</p>	
重度障害者等多数雇用施設設置等助成金	400	廃止(統合) ※	0
<p>【事業概要】 ・重度障害者等を多数雇い入れ、地域の障害者雇用の促進に資する取組等に関する計画を提出し、当該計画が他の計画に比して著しく優れていると認められる事業主に対し、当該障害者のため施設・設備の設置・整備に要した費用の一部を助成することにより、重度障害者等の雇用の促進を図る。</p> <p>【助成金対象事業主】 ・重度身体障害者、知的障害者、精神障害者を、常用労働者として、新規に10人以上雇用し、地域の障害者雇用の促進に資する取組等に関する計画を提出し、当該計画が他の計画に比して著しく優れていると認められる事業主</p> <p>【支給額】 ・施設等の設置に要した費用の2/3(上限1億円)</p>		<p>平成25年度新規事業「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」に統合するため、当該事業は廃止。</p>	
障害者初回雇用奨励金	250	障害者初回雇用奨励金	240
<p>【事業概要】 ・障害者雇用の経験のない56人～300人規模の中小企業において、初めて雇用率制度の対象となる障害者を雇用した場合に奨励金を支給する。</p> <p>【助成金対象事業主】 ・障害者の雇用実績がない56～300人規模の事業主で、一般被保険者として障害者を1人以上雇い入れた事業主。</p> <p>【支給額】 ・100万円</p>		<p>【事業概要】 ・障害者雇用経験のない50人～300人規模の中小企業において、初めて雇用率制度の対象となる障害者を雇い入れ、当該雇入れにより法定雇用率達成となる企業に対して奨励金を支給する。</p> <p>【助成金対象事業主】 ・障害者の雇用実績がない50～300人規模の事業主で、一般被保険者として障害者を法定雇用障害者数以上雇い入れた事業主。</p> <p>【支給額】 ・120万円</p>	
特例子会社等設立促進助成金	933	廃止(統合) ※	1,574
<p>【事業概要】 ・兼業化により解雇・勧退退職等を余儀なくされた障害者を新たに雇用して特例子会社や重度障害者多数雇用事業所を設立した事業主に対し、助成金を支給し、その設立を支援する。</p> <p>【助成金対象事業主】 ・新規に設立する特例子会社又は重度障害者多数雇用事業所において、障害者を常用労働者として新規に10人以上雇用する事業主</p> <p>【支給額】 ・支給対象労働者数に伴い、2,000万円～5,000万円 (支給対象期間は2年半、3期に分割して支給する。)</p>		<p>平成25年度新規事業「中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金」に統合するため、当該事業は廃止。</p> <p>※ 平成25年度は経過措置分として計上。</p>	

重度障害者等多数雇用施設設置等助成金・特例子会社等設立促進助成金

中小企業障害者等多数雇用施設設置等助成金 ※

0
制度要求

【事業概要】
中小企業事業主が、平成25年4月1日以降に新規に設立する事業所等について、障害者の雇入れに係る計画を作成し、当該計画に基づき、障害者を10人以上雇用するとともに、障害者の雇入れに必要な事業所の施設・設備等の設置・整備を行う場合、当該施設・設備等の設置等に要する費用に対して助成を行う。

【助成対象事業主】
重度身体障害者、知的障害者、精神障害者を、常用労働者として、新規に10人以上雇用し、地域の障害者雇用の促進に資する取組等に関する計画を提出し、当該計画が障害者の安定した雇用の確保のために適当であると認められる中小企業事業主

【支給額】
支給対象労働者数及び対象施設の設置等に要した費用の額により、2,000万円～3,000万円(支給対象期間は2年半、3期に分割して支給)

発達障害者雇用開発助成金・難治性疾患患者雇用開発助成金

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金 ※

114

【事業概要】
発達障害者及び難病のある人の雇用を促進するため、これらの者を新たに雇用した事業主に対する助成を行う。

【助成対象事業主】
発達障害者又は難病のある人を、公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

【支給額】
50万円(中小企業135万円)

精神障害者雇用安定奨励金・職場支援従事者配置助成金

精神障害者等雇用安定奨励金 ※

84

【事業概要】
精神障害者等の雇用の促進・安定を図るため、新規雇用した精神障害者等が、働きやすい職場づくりに努める事業主や、その雇用管理を行うために必要な業務遂行上の支援を行う者等を配置する事業主に対し、奨励金を支給。

【助成対象事業主】
1 新たに精神障害者を雇入れ、以下のア～オのいずれかを実施する事業主
ア 精神障害者に対するカウンセリング等を行う精神保健福祉士等を新たに雇用又は委嘱
イ 社内の専門人材を養成するため、従業員に精神保健福祉士等の養成課程を履修
ウ 社内で精神障害に関する講習又は従業員に外部機関が実施する精神障害者雇用に関する講習を受講させる
エ 在職精神障害者を他の精神障害者に対する相談等を行う担当者として配置
オ 新規雇用した精神障害者が体調不良等により休職した場合に、精神障害者の代替要員を確保
2 新たに重度知的障害者又は精神障害者を雇入れ、職場支援員を配置する事業主

【支給額】
1 要した費用の1/2(上限年100万円)
2 支給期間は2年間、職場支援員1人につき障害者は3人を上限
短時間労働者以外 月 3万円(中小企業 月4万円)
短時間労働者 月1.5万円(中小企業 月2万円)

※ 平成25年度予算成立の日から施行

認定訓練助成事業費補助金(震災特例分)の見直し

平成24年度		(百万円)	平成25年度(予定)		(百万円)
助成金名	24'予算額		助成金名	25'予定額	
認定訓練助成事業費補助金 ※	912	→	認定訓練助成事業費補助金 ※	810	
<p>【事業概要】 中小企業事業主等が行う認定訓練を振興するために必要な助成又は援助を行う都道府県に対して、所要の経費を補助するもの。</p> <p>平成24年度までの暫定措置として、東日本大震災により被災した認定職業訓練施設の復旧にかかる施設費、設備費についての都道府県への補助率を二分の一から三分の二に引き上げるとともに、補助対象経費全体に占める国庫負担割合の上限を三分の一から二分の一に引き上げる。</p>			<p>【見直し概要】 東日本大震災の被災地への特例措置について、平成二十五年度末まで延長するものとする。</p>		

※ 平成25年度予算成立の翌日から施行